

訴えの提起について

1 事案の概要

本件は、埼玉県内の保険医療機関について、令和2年2月に関東信越厚生局が実施した施設基準等に係る適時調査において入院病棟の夜勤看護職員の必要人数が不足していたことが指摘されたことを受け、当該保険医療機関が当該基準を満たしていなかったにもかかわらず、不当に国民健康保険の診療報酬を請求し、受給していたことが判明した。

これにより、当該診療報酬について中野区に過払いが生じていることから、当該過払いの診療報酬について返還を請求したところ支払われないため、当該保険医療機関の開設者及び管理者である相手方を被告として、当該不当利得の返還等を求める訴えを提起するものである。

2 経過概要

令和4年(2022年)9月 当該保険医療機関に対する診療報酬の返還請求手続
についての通知を東京都から受領

同年10月 療養給付費に係る診療報酬の返還請求

令和5年(2023年)2月 高額療養費に係る診療報酬の返還請求

3 請求の要旨

- (1) 過払いの診療報酬の合計6,866,827円の支払等
- (2) 訴訟費用の被告の負担
- (3) 仮執行宣言